

発行所
長野県保険医協会
〒380-0928 長野市若里 1-5-26
電話 026-226-0086
FAX 026-226-8698
E-mail office@nagano-hok.com
年間購読料 3,600円
会員の購読料は会費に含まれています



2024年(令和6年)1月25日
No.515 (毎月1回25日発行)
(1990年6月22日第三種郵便物認可)
主な記事
個別指導指摘事項(医科)…2面、個別指導指摘事項(歯科)/2024年度診療報酬改定動向…3面、保険かわら版/理事会便り…4面

明けましておめでとうございます。2024年を迎え、新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が報告されて4年が経過し、感染症法上の類型変更による緩和策で多くの社会活動が再開され、徐々にWithコロナへ動きを取り戻しつつあります。

元日に発生した「令和6年能登半島地震」につきまして、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、心からの哀悼の意を表します。

また、現地で緊急支援にあたられている方々に敬意を表します。被災地を含む北信越ブロックを構成する長野協会の復興への思いは皆様とともにあり、この困難な時期だからこそ、地域社会と広く連携し、支え合いながら前進していくことの重要性を改めて強く感じております。

昨年を振り返ると、2022年から続くロシア・ウクライナ問題に加えてイスラエルとハマスの衝突が勃発し、パレスチナの戦禍が国際的な地政学リスクの問題として再認識した年でもありました。

保健・医療の大きな課題として、国を挙げて医療DXが進められており、特に医療機関を不安に陥れているのがオンライン資格確認の原則義務化です。国民の7割が支持する「保険証を残せ」の声は大きく、直近での「健康保険証を廃止しないことを求める請願署名」活動や「レセプトのオンライン請求『義務化』方針に関するアンケート」、「オンライン資格確認システムトラブル事例アンケート」などから、岸田政権によるマイナ保険証の拙速な施

策により、医療機関窓口でのトラブルも多く報告されています。さらに「義務化」対応の中で、閉院に踏み切る医院もあり、医療を取り巻く情勢は一層混迷を極めていきます。

長野協会は進化する医学と医療技術を重視し、医療・社会保障に反映させるための、良い方向へ変化する覚悟も必要ではあると考えています。

年頭のご挨拶

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫



しかしながら、マイナ保険証義務化と健康保険証を廃止する政府方針は、国民、患者のプライバシーと医療従事者の裁量権を侵害する一方的な政策で、引き続きNOを突きつけ「保険証を残せ」の運動をすすめています。

2024年度は、医療・介護・障害福祉サービス等報酬を含むトリプル改定が予定されています。診療報酬は、2002年から2022年で累計すると約13%引き下げられています。この間、コロナ禍での受診抑制による収入減少は中々回復せず、診療報酬改定でも十分な補填はされな

いままとなっています。公定価格で運用されている医療保険では、昨今の物価高騰・賃金上昇に対応できず、加えて低医療費政策と相まって、医療機関は厳しい経営状況が続いています。

長野県保険医協会は地域住民の「命と健康」を守るため、より良い医療・社会保障の実現を目指す取り組みに今年も全力で取り組みたいと思います。

様々な困難な問題を解決するため、会員の先生方のお知恵をいただきたいと存じます。

協会活動へのご理解、ご協力をお願いいたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

定期総会のお知らせ

長野県保険医協会第45回定期総会を3月24日(日)に開催します。議案書、委任状は2月下旬までに各会員へ送付しますので、多くの先生方のご参加をお待ちしています。出席が難しい先生におかれましては、委任状の提出をお願いします。

日時: 3月24日(日)

総会議事 12:45~14:15

記念講演 14:30~16:30

講師: 占部 まり氏 (内科医、宇沢国際学館代表取締役)

「これからの医療と社会的共通資本~宇沢弘文が伝えたかったこと~」

懇親会 16:45~ (飲食を伴いますので松本アルピコプラザホテルでの参加者のみ)

会場: 松本アルピコプラザホテル、Zoom ウェビナー。要事前申込

参加費
無料



記念講演への申込
はこちらから

4月より レセプト請求 オンラインが原則 紙媒体、光ディスク等の請求継続は届出が必要

2023年11月30日、診療報酬の請求方法を定めた省令が改正され、2024年4月以降の請求方法は原則としてオンライン請求によることとされた。

ただし、2024年3月時点で紙媒体又は光ディスク等による請求を行っている医療機関は、届出により4月以降もこれまでの請求方法を継続することができる。特に、紙レセプトによる請求を継続するためには、2月末までに届出が必要とされているので、留意されたい。対象医療機関と必要な手続きは以下の通り。

1. 紙レセプト請求 2月末までの届出で4月以降も継続可

今年の3月時点で紙レセプト請求を行っている医療機関が、4月以降も紙レセプト請求を継続するためには、以下の届出が必要となる。

【1】レセプトコンピュータを使用していない医療機関の場合

レセコンを使用していない旨を届け出ることにより、紙レセプト請求を継続できる

【2】すべての常勤医が高齢の医療機関の場合

自院に勤務する全ての常勤の医師・歯科医師の生年月日が、下表の生年月日以前である旨を届け出ることにより、紙レセプト請求を継続できる。

ただし、届け出後に、生年月日が下表より後の常勤医師・歯科医師が診療に従事することとなった場合は、遅滞なく審査機関に届出を行わなければならない

(届出月とその翌月に限り紙レセプト請求可能)

表. 常勤医師の生年月日

レセコンを使っている医科診療所	1945年7月1日
レセコンを使っている歯科診療所	1946年4月1日
レセコンを使っていない診療所	

◆提出方法

下記3の厚労省ホームページより様式第2号(書面による請求に係る猶予届出書)をダウンロードし、社会保険診療報酬支払基金本部事業統括部事業サポート課と長野県国民健康保険団体連合会の両方に提出する。

◆提出期限 2024年2月29日

2. 光ディスク等による請求 10月以降も継続は8月末までに要届出

今年の3月時点で光ディスク等による請求を行っている医療機関は、4月から9月までは特段の届出なく、現在の請求方法を継続できる。

10月以降も続けるためには、オンライン請求の移行計画(1年以内の計画)と光ディスク等による請求を行う旨を届け出の必要がある。この届出は1年の更新制であるため、翌年以降も継続する場合は1年毎に提出する。

◆提出方法

様式第1号(光ディスク等を用いた請求に係る猶予届出書兼オンライン請求への移行計画書)を、下記のいずれかの方法で提出する。様式は下記厚労省ホームページを参照されたい

- ① 医療機関等向け総合ポータルサイトに開設されるフォームから提出。(開設は4月頃の予定)
- ② 紙媒体の様式を、社会保険診療報酬支払基金本部事業統括部事業サポート課と長野県国民健康保険団体連合会の両方に提出する。

◆提出期限 2024年8月31日

3. 厚労省ホームページ

届出様式や詳細については、下記URLまたは二次元バーコードから、厚労省のホームページを確認されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00001.html
※インターネットが使えないなど、様式をダウンロードできない方は協会へご連絡ください(Tel 026-226-0086)。印刷したものを郵送させていただきます。

◆その他 3月末までに閉院予定の医療機関やオンライン請求に移行する予定の医療機関は猶予届出等の提出は不要。オンライン請求を開始する際は2カ月前の20日までにオンライン請求の利用申請等の手続きを行う必要がある。

